

第30号 2005年10月
発行神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市都市計画局建築指導部建築調整課内
電話 (078) 322-5612
制作/(株)アドゲイン

建築協定だより・神戸

15周年特別号



15周年特別記事「建築協定、15年間を語る」

表れだと思います。

今年は建築協定地区連絡協議会の発足15周年にあたり、記念事業として座談会を8月10日に開催しました。様々なお立場から建築協定に関わられた方々が集まり、幅広い話題や提言がなされました。

本日の座談会では、建築協定の意義や、これからまちづくりのあり方などについてお話を聞かせて下さい。

地域への愛着が原点

長谷川 現役時代は、関東の暮らし

が中心でしたが、神戸が好きで、適当な物件を探していたところ、知人から「ここ(北区松の宮団地)は、建築協定がある」と勧められました。

建築協定のことも知つてから、すぐに「それなら安心」と購入しました。退職後は、多分に漏れず、自治会の仕事を手伝うようになりました。退職後は、自分が漏れず、自

然と、ちょうど協定の更新時期を迎えたが、運営委員長としてこの5年間、建築協定に携わることになりました。

建築協定を終えてつくづく思うことは、建築協定の原点は、このまちや人

が好き、緑や花や太陽が好き、といった

地域への愛着かな。その気持ちが、建築協定を含めて、まち全体の質を高

めていくことになると実感しています。全国平均の伸びが1.9倍で、111地区と3倍に迫る勢いを見せています。全国平均の伸びが1.9倍であるのに比べると大変な伸びです。

神戸市民の住環境保全への熱意の

宝くじで当選したような気がしまし

た。お陰で、楽しみにしていた退職金

は全て家の購入資金に化けてしまつ

た(笑)。私の地区では、建築協定を結

ぼうと、最初はオカミさん連中が立ち

上がりました。主婦の方は地域のこ

とを知り抜いていますから。家内に勧

められてその説明会に行つたのですが、

その後がいけなかつた。ワンカップ酒一

杯で準備会の委員長を引き受けてしま

いました(笑)。一件、一件の家を共

に訪問した準備会メンバーとのネット

ワークは、今も私の大きな財産です。

塩崎 私の地区はちょっと様子が違

ります。2年前に町内にマンション建設

の話が持ち上がり、びっくり仰天。で

も、反対運動をするにも近所(ごあい

はゼロ)。そんな中で少しずつ共鳴する

人を増やしていく、事業者と交渉する

こと16回。旗、ノボリ、垂れ幕など、日

に見える形でも住民の意思を表して

きました。しかし、法的にはどうにも

ならず、行き着いたのが「建築協定」。

17年2月から準備を始め、6月には

認可されました。マンション建設の方

は解決していませんが、一連の運動で

一気に近隣の結束が強まりましたし、

まちへの愛着もずいぶん深まりました。

参加者プロフィール

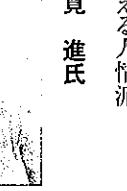
長谷川 健二氏



平成12年～16年
まで、北区松の宮団地地区運営委員長。12年～16年まで協議会役員として活躍。

「建築協定に入役員として活躍。現在も防災福祉会員として活躍。

塩崎 和子氏



平成8年～12年まで、西区竹の台5丁目運営委員長。8年～11年まで協議会役員として活躍。

範 進氏



平成8年～12年まで、西区竹の台5丁目運営委員長。8年～11年まで協議会役員として活躍。

鈴木 三郎氏



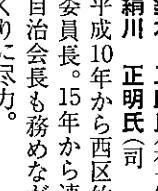
平成10年から西区竹の台1丁目運営委員長。15年から連絡協議会会長。

絹川 正明氏



(司会) 平成10年から西区竹の台1丁目建築協定の準備から認可までを5ヶ月でこなすパワフルな面も兼ね備えている。

鈴木 三郎氏



(神戸市建築指導部長) 平成10年から西区竹の台1丁目建築協定の準備から認可までを5ヶ月でこなすパワフルな面も兼ね備えている。

地域のマネジメント

鈴木 最近は高齢化の影響もあり、生活の便利な都心での生活を求める層が増えてきています。一方、ニュータウンのオールドタウン化も進んでおり、人々の都心回帰と相まって、関東では、郊外の団地が急速にさびれていく現象が始まっています。これから、地域にとって大事なことは、地域をマネジメントしていくことです。

その想い手を育てる」とだと思います。

自ら心回帰と相まって、関東では、郊外の団地が急速にさびれていく現象が始まっています。これから、地域にとって大事なことは、地域をマネジメントしていくことです。

自分たちの住む地域を「こうしたい」と思う住民の声を集約し、まちづくりに反映していく。そういう能力が求められている。みんなが無関心であつたり、バラバラの活動では、地域も社会の大きな潮流の中で流されてしまうのではないかと危惧しています。

塩崎 マネジメントに関して言うと、「リーダー不在はどこの地域でも切実ですよね。

長谷川 地域にリーダーが一人でもいること、専門家がいることで、まちづくりの様子も大きく違ってきます。我々の反省として、地域の豊富な人材を発掘していないことがありますね。

これもあって、当時の建築協定準備会のメンバーは、今では、それぞれの分野で地域のまちづくりのリーダーになっています。それに情報の伝達も必要ですね。昔あつた井戸端会議のようなものがなくなっています。誰でも気軽に顔が出来る「地域の溜まり場」を作り、オフレコも含めて情報を伝えていくことで、地域の中からすばらしいリーダーが現れてくると思います。

建築協定は地域自治の原点

絹川 長谷川さんのところは、住民発意型で、ようやく更新が完了しました

ね。

長谷川 更新の3年前から準備に入り、かなりの期間をかけて基礎データの整備を行いました。所有者の確認、不在地主や借家人の把握などです。10年前と様子が違うのは、高齢化を反映して相続問題が更新のネックになつたこと、自分だけは自由な立場にて、街並みは維持したいと考えるフリーライダーの増加です。結果は加入率80%でまあまあ満足しています。

塩崎 竹の台5丁目でも、現在更新作業を進めているが、加入率が70%になりそ

うで更新作業のメンバーはちょうどショックを受けている。まちの様子も10年前

とは変わつており、家の修繕や2世帯住宅、2段式ガレージなどの申請も増えています。運営委員会の事務能力も問われてくるだろう。

絹川 建築協定への誤解もありますね。

例えば、建築協定に入つてると資産価値が下がるとか。そんなこともあって、今年は、協議会として建築協定地区の資産価値調査をしようとしています。

長谷川 関東の人の方が建築協定に対する評価は高いと思う。色々なところから来ているので、約束事を守る意識が高いのでしょうか。

塩崎 いずれにしても、運営委員会は地道で縁の下の力持ちのような存在。でも、住民同士が合意し協定を結ぶといったことは、正に地域自治そのものだと思う。

絹川 最後に神戸市当局に期待することを挙げて下さい。

鈴木 非常に興味深いお話です。建築協定という核を持つてはいる地域は、確かに地域力も強いと思う。地域力との関係の分析も必要かも知れませんね。

長谷川 建築協定を狭い意味で捉えるのではなく、それは防災や防犯にもつながつていて。私のまちでは、町内の出火の反省から、それ以降、緊急の連絡先を自治会に登録する制度を創つた。また、あ

いざつ運動も始ました。

憶に残つてゐる。なにくそといふ気が、いまだに地域活動にかかるハメになつてしまつた(笑)。

長谷川 建築協定を狭い意味で捉えるのではなく、それは防災や防犯にもつながつていて。私のまちでは、町内の出火の反省から、それ以降、緊急の連絡先を自治会に登録する制度を創つた。また、あ

いざつ運動も始ました。

憶に残つてゐる。なにくそといふ気が、いまだに地域活動にかかるハメになつてしまつた(笑)。

のではなく、それは防災や防犯にもつながつていて。私のまちでは、町内の出火の反省から、それ以降、緊急の連絡先を自治会に登録する制度を創つた。また、あ

いざつ運動も始ました。

鈴木 非常に興味深いお話です。建築協定という核を持つてはいる地域は、確かに地域力も強いと思う。地域力との関

係の分析も必要かも知れませんね。

絹川 最後に神戸市当局に期待することを挙げて下さい。

鈴木 非常に興味深いお話です。建築協定という核を持つてはいる地域は、確かに地域力も強いと思う。地域力との関

係の分析も必要かも知れませんね。

長谷川 建築協定を狭い意味で捉えるのではなく、それは防災や防犯にもつながつていて。私のまちでは、町内の出火の反省から、それ以降、緊急の連絡先を自治会に登録する制度を創つた。また、あ

いざつ運動も始ました。

鈴木 非常に興味深いお話です。建築協定という核を持つてはいる地域は、確かに地域力も強いと思う。地域力との関

係の分析も必要かも知れませんね。

長谷川 最後に神戸市当局に期待することを挙げて下さい。

鈴木 非常に興味深いお話です。建築協定という核を持つてはいる地域は、確かに地域力も強いと思う。地域力との関

係の分析も必要かも知れませんね。

協議会設立15周年にあたり、歴代会長よりごあいさつをいただきました。

第2代 向井 清之様(平成7年度)

当協議会の発足15周年を心よりお祝い申し上げます。

良好な住環境の維持増進の強い要望に対処して、協議会の役割がますます重要な活躍を切にお祈り申し上げます。

協議会の一層のご発展と、会員各位の活躍を心よりお祈り申し上げます。

第3代 藤元 泰二様(平成8～10年度)

私は9年間在籍の間、一貫して協定更新手続きを専門に勉強しました。

在職中、一番の思い出は「協定の手引き」の内容協議で「口角泡を飛ばす真剣な議論をしたことです。会の一層の発展を祈ります。

第4代 多田 修造様(平成11～13年度)

協議会発足15周年まことにおめでとうございます。当時45地区であった協定地区も現在111地区と順調にのびて

いることを考えると、自らのお住まいに関し良好な住環境を保全したいというニーズが非常に高い事がうかがえます。協議会の役員の皆さんも大変だと思いますが、益々のご活躍を期待し、お祝いの言葉にさせていただきます。

※初代会長 大山節郎様は、平成16年8月にお亡くなりになりました。ご冥福をお祈り申し上げます。

第16回総会開催

15周年事業を織り込む

6月25日(土)、神戸国際会館(中央区)で、平成17年度(第16回)神戸市建築協定地区連絡協議会総会が開催されました。

冒頭に、



(1)「運営委員長業務マニュアル(仮称)」の作成

(2)「建築協定地区の資産価値、インフレ価値調査」の実施

(3)「建築協定更新手続き」に関するシンポジウムの開催などが提案され、多数の拍手で承認されました。

などが挙げられました。また、今年度が協議会創立15周年を迎えることから、「建築協定に関する記念論文集」の発行や

表彰があり、「日生鈴蘭台ニュータウン第6地区タウン第5地区」が神戸市から表彰されました。

平成17年度の新役員

会長	絹川 正明(再)	竹の台1丁目地区
副会長	徳永 仰(再)	山の街百合が丘住宅地地区
副会長	牛尾 宏(再)	松が枝町地区
副会長	松浦 昇(再)	日生鈴蘭台ニュータウン第6地区
会計	高橋 祐一(再)	御影山手4丁目東南地区
幹事	木下 弘睦(新)	松の宮団地地区
幹事	楠 成就(再)	竹の台5丁目地区
幹事	高瀬 侑(新)	秋葉台地区
会計監査	柏尾 政和(再)	神戸北町大原1丁目地区
会計監査	佐貫 哲男(新)	惣山町

※(再)は再任、(新)は新任

業務マニュアルに期待大

新任の運営委員長がスムーズに業務が進める参考となる「運営委員長業務マニュアル」の作成に質問が集中しました。

建築協定地区の資産価値が他の地域と較べ、どのような傾向にあるか、今まで分析した資料はなく、これが建築協定を進める上でのネックとなっていました。「国や神戸市のデータ、路線価調査、不動産会社へのアンケートなどを駆使して、建築協定地区はより資産価値が高いことを実証したい」(絹川会長)と考

平成17年度会計予算

収入の部(単位:千円)

科 目	予 算 額	備 考
繰 越 金	205	前年度繰越金
助 成 金	1,000	神戸市助成金
雑 収 入	477	広告料収入など
計	1,682	

支出の部(単位:千円)

科 目	予 算 額	備 考
会 議 費	206	総会、役員会
会 報 発 行	505	協定だより(年2回)
研修・交流会	236	会場設置、バス代等
事 務 費	485	看板設置、通信費等
15周年特別費	250	記念論文集作成・発行
計	1,682	

情報交換で課題を共有

～運営委員長研修会を開催～

運営委員長が地区の課題や悩みを話し合い、解決策を探ろうと、建築協定運営委員長研修会が、7月16日(土)、神戸勤労会館308号室で開催されました。研修会には、43名の運営委員長らが参加。今回の研修会の特徴は、グループ討議とパネル討議を組み合わせ、グループ内での情報交換に重点を置きながら、パネラーによる解説も加えたもの。



話し合

わがまち探訪

住民主体で協定締結を実現



環境を
守るに
協定が
唯一の
手段で
あるこ
とを知
りました。
そこで平
成17年2月、神戸市の指導を受けながら建築協定の締結に向けて動き始めました。全戸の合意は簡単ではありませんでしたが、マンション建設反対運動で力を合わせた近隣の結束は固く、11区画の合意が得られました。4月に建築協定申請書を神戸市に提出し、6月16日、認可されました。大変小規模な協定区域ですが、協議会のお知恵を借りてこれから少しづつ範囲を広げて行くことを目指すと共に新たに起つて来る建築計画を厳しくチェックし、より良い環境を維持、育成するため皆で努力して行きたいと思っています。北には六甲の山並み、南にはちぬの海の広がるこの豊かな環境をこれ以上、私たちの代で壊してしまう訳にはいかないのです。

事前協議とは、土地所有者等が建築等の際、事前に運営委員会に対し、建築協定の基準に適合するものであることについて協議することを指します。

事前協議を行う根拠は各地区の建築協定書の条文によりますので、条文の表現を十分にご確認ください。地区によっては協定ではなく細則で事前協議に関する条文を定めている場合もあります。工事完了後には違反だと判明しても手直しは困難なため、事前協議は中間検査や工事完了後の検査とともに、運営委員会の重要な業務となります。

一般的には「建築確認申請を要する建築行為に当たつては、確認申請を提出する前に委員会と協議し、承認を受けなければならぬ。」などと、建築確認申請と連動した取扱いをされるケースが多いようです。建築確認申請を要する工事は地域によりますが、概ね「建築物の新築・10m²を超える増築、改築、移転・主要構造部の過半の修繕、模様替え」です。(法第6条参照)

A
今年から運営委員会の役員になりましたが、事前協議など、どのように運営すれば良いのでしょうか。

Q
事前協議とは、土地所有者等が建築等の際、事前に運営委員会に対し、建築協定の基準に適合するものであることについて協議することを指します。

事前協議を行った根拠は各地区の建築協定書の条文によりますので、条文の表現を十分にご確認ください。地区によっては協定ではなく細則で事前協議に関する条文を定めている場合もあります。工事完了後には違反だと判明しても手直しは困難なため、事前協議は中間検査や工事完了後の検査とともに、運営委員会の重要な業務となります。

一般的には「建築確認申請を要する建築行為に当たつては、確認申請を提出する前に委員会と協議し、承認を受けなければならぬ。」などと、建築確認申請と連動した取扱いをされるケースが多いようです。建築確認申請を要する工事は地域によりますが、概ね「建築物の新築・10m²を超える増築、改築、移転・主要構造部の過半の修繕、模様替え」です。(法第6条参照)

運営委員会の方は判断に迷う場合、地区の過去の事例を調べ、運営委員会で十分協議したうえで相談相手に回答してください。ニュースなどで、協議が必要な工事についてPRすることも有効です。

以上のように、事前協議が必要か不要かの最終的な判断は、各運営委員会で行うことになりますが、運営に当たつては、誰に対しても公平であり、運営委員が変更しても不变で、協定に参加している人が納得できる良識の範囲内であることが望まれます。

毎回お問い合わせありがとうございます。神戸市防災安全公社の住宅用消火器民同士のコミュニケーション、紙面についての意見、ご質問がありましたらぜひお寄せください。(N・M)

しかし、建築確認申請を要しないか、要するが申請を出さずに行っている工事があります。例えば、建築協定で塀の建築を禁止している地区で、塀を建築するなどの行為がそれになります。最近は、リフォーム等による模様替え・ガーデニング等の庭つくり・駐車場の建築・自宅での個人事務所の開設等の要望があると思います。地区によっては建築協定の基準に違反する恐れがありますので、まず、条文を確認していただき、運営委員会で事前協議が必要かどうかの相談をしてください。

しかし、建築確認申請を要しないか、要するが申請を出さずに行っている工事があります。建築協定についてのご意見・ご質問などは、322-15612山根大野和渕までお電話下さい。担当者が1名異動となりました。電話番号は322-15612山根大野和渕までお電話下さい。担当者が1名異動となりました。電話番号は322-15612山根大野和渕までお電話下さい。



今年も事務局は市役所2号館1階の建築調整課指導係で行っています。担当

建 築 協 定 Q & A

すまいに関する疑問や不安は迷わずすぐに相談を!!

- 一般相談・専門相談・専門家現地派遣(無料)
建築・契約・資金計画などすまい全般なんでも相談
(一級建築士・消費生活相談員・融資相談員が常時アドバイス)
※専門相談・専門家派遣は相談員が判断します。
- 新築・リフォームなどのため、建築士・建設業者をお探しの方に業務の依頼先選定もお手伝い
- すまい関連情報・セミナー情報 <http://www.smilenet.kobe-jk.or.jp>

078-222-0005

FAX:078-222-0106

中央区雲井通5-3-1 サンパル4階

定休日:水曜・年末年始(12/29~1/3)

営業時間:9:30~18:00

(相談は10:00~17:00)

ご家庭内の火災に最適で安全

強化液だから

ラベル絵柄「放水エンジェル」
寺門季之氏

視界が妨げられず
速くまで飛ぶので
天がら油火災時にも安全

維持管理が簡単で
破裂の心配がなく
レバーの操作で安全に
ご使用いただけます

*ご近所の火災で使用されたときには新品と交換します
(新品との交換は神戸市内に限ります)

*ご購入時に古い消火器を無償で回収処分します
(兵庫県内に限り、1本につき既製消火器を1本回収します)

お問い合わせは…
神戸市防災安全公社 TEL.078-362-6931

家族を守るこの1本!

すまいに関する相談は
神戸市すまいの安心支援センター

21世紀の新たないじりを出します。
設置者:神戸市 連絡:神戸市住宅供給公社

078-222-0005

FAX:078-222-0106

中央区雲井通5-3-1 サンパル4階

定休日:水曜・年末年始(12/29~1/3)

営業時間:9:30~18:00

(相談は10:00~17:00)

すまいのネット